

## 令和3年8月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和3年8月20日（金）13：30～15：05

場 所：古賀市役所 第1庁舎4階 第一委員会室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 大賀委員 木村委員 小山委員 松下委員

欠席委員：0名

事務局：横田教育部長 桐原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 樋口生涯学習推進課長 坂井青少年育成課長 柴田文化課長 三上学校給食センター所長 井上学校教育課指導主事 教育総務課庶務係（坂井、松本）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 教育委員情報交流 なし
  - (3) 教育委員会報告
    - ①古賀市議会第3回定例会について

### 4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第42号議案	【臨時代理】古賀市学習用パソコン貸与規程の制定について	R3.8.20	承認
第43号議案	古賀市高等学校等入学支援金支給規則の一部を改正する規則の制定について	R3.8.20	原案可決
第44号議案	【臨時代理】古賀市部活動の在り方に関する懇談会開催要綱の制定について	R3.8.20	承認
第45号議案	令和3年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について	R3.8.20	原案可決
第46号議案	令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について	R3.8.20	原案可決

### 5. 協議事項

### 6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

### 7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。  
豪雨でとても大変でした。お疲れ様でした。  
新型コロナウイルス感染症防止対策として、短時間で会議を進めたい。

2. 教育長あいさつ

大雨がとても心配でしたが、教育部の施設は被害がありませんでした。小野小学校前の川が越水しなくてよかったです。

3. 諸報告

(1) 教育長報告

- ・学校は、本日から始まっています。福岡県の緊急事態宣言が8月20日から9月12日まで出されました。学校ではコロナを懸念して休んでいる子もいるようです。来る来ないというふうなそれぞれのご家庭の事情を等で判断していただければというふうに思っています。
- ・夏休み中に教職員においてコロナ感染者が発生しましたが、保健所の指示に従って粛々と進めております。
- ・北中学校の工事が夏休み中に行われ、教室が見違えるようにきれいになっています。授業に集中できる物的な環境を整えているところです。管理棟については、来年度までかかる予定です。

(2) 教育委員情報交流 なし

校則について、先月に意見交流を行っておりましたが、9月議会の一般質問を受けております。質問が出る前に協議させていただいてよかったです。今後ともよろしく願いいたします。

(3) 教育委員会報告

米倉議長：「(3) 教育委員会報告」、「第45号議案 令和3年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について」審議に入る前に、これらについては、市議会で審議される前の機関内部の協議に関する案件です。

会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができると定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

大賀委員：「(3) 教育委員会報告」、「第45号議案 令和3年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について」に関しまして、非公開とすることを発議します。

米倉議長：大賀委員より非公開とすることを発議がありました。

この発議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員：(挙手)

米倉議長：挙手全員です。よって、公開しないことに決定します。本日は、傍聴の方はいらっしゃ

らないようですので、このまま議事を進めます。それでは説明をお願いします。

①古賀市議会第3回定例会について  
(非公開)

4. 議案

米倉議長 今から審議にはいりますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。

第42号議案【臨時代理】古賀市学習用パソコン貸与規程の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読省略)

第42号議案【臨時代理】古賀市学習用パソコン貸与規程の制定について、説明いたします。今回、学校及び家庭で使用しているパソコン端末の貸与方法につきまして、これまで学校と家庭の申合せとして規程を定めていたものを、学校等の意見等を受け、その管理、活用、家庭での活用、損害賠償等について正式に古賀市学習用パソコン貸与規程として正式に定めるものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

松下委員：質問ですけれども、4ページの第6条2項の被貸与者は、これは保護者だけ、生徒さんだけか、生徒と保護者の両方なのかということです。

学校教育課：両方です。

松下委員：詳しく聞かせていただきたいですけれども、被貸与者は学習用パソコンについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとするという部分、ここの善良な管理者は誰を指しているのでしょうか。保護者の方なのか、またその管理しているのは校長先生を指しているのか。よろしく願いいたします。

学校教育課長：その管理を行う本人及び保護者、両方を指すことになります。

松下委員：要は生徒と保護者ですね。7ページの同意書についてですけれども、この文面で下記の内容及び学習用パソコンの利用に係る留意事項について同意して全てを遵守しますとありますけれども、下記の事項は、この1番から多分8番だと思えますけれども、それ以外の学習用パソコンの利用に関する留意事項というのはどれになりますか。

米倉議長：留意事項については、別にあるのであれば、出していただきたいと思います。

教育総務課長：留意事項についての資料を配付させていただきたいと思います。ご手元にお配りさせていただきました資料をご一読いただければと思います。今お配りさせていただきました学習用パソコンの利用に関する留意事項が別途ございます。本来であれば、こちらの様式第1号の裏に付けておくべき資料でございましたが、そちらのほうは添付出来ておりませんでした。申し訳ございませんでした。改めまして、こちらの42号議案につきまして、留意事項を加えたところで、再度、ご審議をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

米倉議長：先ほど松下委員から質問があった分についての、留意事項等については再度出されたのでこれを含めて、承認をお願いしますということです。ご意見等あればお願いいた

します。

松下委員：意見ですけども、事前に保護者の方に渡すものをですね、もう、その機械そのものの媒体と、こういった資料を、何を渡して、結局同意書にサインもらうかっていうのを、再度確認をしていただきたいなと思います。というのも、この同意書と、この留意事項のプリントと、この規程そのものを添付するのか、一緒に見ていただくのかとかそういったところを一度確認していただいて、附属品、パソコンとアダプターやカバーなど、確認をしていただいて、同意書を求めているようにお願いします。あと最後もう一度確認ですけども、この中の留意事項の中の(5)番で、学習用パソコンは生徒の学習に使用するために貸与されたものであり生徒以外は使用出来ませんということですけども、この被貸与者というのは、先ほどのこの規定に出てくる文言ですけども、生徒さんと保護者という形で理解すればいいですかね。

学校教育課長：はい。被貸与者は児童生徒を想定して記入をしている上で、弁償や費用負担等については、その保護者が費用負担の責任を負うということで負担についてはその保護者が負担することを想定して、基本的には児童生徒が被貸与者ということで責任を負う部分を含めての意味合いで記載をさせていただいております。

米倉議長：はい、ありがとうございます。よろしいですか。はい。追加ですか。はいどうぞ。

教育総務課長：若干補足をさせていただきます。あくまでもこのパソコンにつきましては学習用パソコンということで国のGIGAスクール構想に基づいて、税金で配備されたものになっております。その目的は、子どもたちの学習ということに使用しますので、被貸与者はあくまでも子どもになりますが、今委員からお話のように、例えば子どもたちが何か壊してしまった場合などにつきましては、特段これは学校の方で保険などをかけておりません。したがって、ご家庭が負担していただく形になります。その際にはご家庭で何かそういった損害保険でありますとかに入っているケースもございますので、それは、未成年の子どもたちをそういった支払いの対象にするのではなく、保護者名などを、記載していただく形になります。

米倉議長：はい。よろしいですか。先ほど、その中で意見が出されていた渡す物については、パソコンと附属品というのをはっきりした上で渡してほしいというのが意見だそうですよろしく願いいたします。

大賀委員：質問です。学習用パソコン利用に関する留意事項の中の、とか、1番の(2)番で、インターネットサービス等の課金やオンラインショッピング、アプリケーションのインストールは教育委員会において管理していると、記載されていますが、もう基本的には、子どもたちで勝手にインストールが出来なくなっているのですか。それとも何かフィルタリングなどで、管理しているのでしょうか。

米倉議長：その辺のところを説明をお願いします。私もわからないから質問するのですが、アプリケーション等のインストールは管理しているのは分かるのですが、SNSとか、その辺のところです。各個人でつなげるようになっているのか知りたいので、説明していただければと。追加をお願いします。

学校教育課長：アプリケーション等のインストールにつきましては、クロムブック自体が、児童生

徒個人がインストール来ないような設定になっておりますので、教育委員会が導入してでしか入れることは出来ないようになっております。また、SNSにつきましては、LINE やフェイスブック、基本的になんかに入れておりませんし、そういう活用は出来ないように設定をすることで、不正なアクセスから SNS を通した個人的な攻撃を受けたりすることなどから子どもたちを守るようにしております。

米倉議長：LINE とかフェイスブック等は入れてないということですね。はい。よろしいですか。

木村委員：(1) の 6 番目の黒ポツで、アプリケーションの操作履歴やサイトの閲覧等の操作履歴につきましては、記録としてサーバーに残り、必要に応じて、誰が確認する場合がありますか。記録としてもう全部残るようになっているのですね。学習した中身が。

米倉議長：この確認については、誰が確認をするのか。本人か、教育委員会等の人かということでしょう。

木村委員：はい。こちらには校長と書いてあると思うんですけど、校長が全員分チェックというのはとても大変だろうなと思うので。

学校教育課長：アクセスの管理につきましては、基本個人情報にも当たる部分がございますので、通常、教育委員会と学校の管理者になるわけですが、通常、好きなときに誰が何を見ているかというのを見たりすること、そういうことは行いません。まず、子どもたちが、いろいろこう不安になるような攻撃を受けたり、危険性が出たりとか、そういう管理をチェックする、接続をチェックする必要がある場合のみ、子どもたちの状況を改善するために、中身について確認をする、そういう形で使用するようにして個人情報は保存保護するように対応する予定にしております。

米倉議長：よろしいですか。木村委員さん。普通個人情報があるので普通はそういうことをしないけども、もし、危険があれば、確認するということですね。記録がサーバーに残るので後から、例えばいろんな個人的な調査については後から読み取れますよという内容ですか。

学校教育課長：はい。本来であれば、子どもたちの活用状況とか、どういうところにアクセスしているとか安全管理の上で、教員とか、教育委員会もそうですが、チェックをしながら進めていくこと、チェックをしていきたいという場面もあるんですが、やはり個人がどのようなサイトにアクセスしたかというのは個人情報にも関わる部分がございますので、そういう個人のアクセスをチェックするのは、子どもを危険から守る、必要がある、また危機的状況を解消する必要があるときの場合を除いて、勝手に確認をすることはないようにしております。

米倉議長：木村委員さん、よろしいですか。

木村委員：はい、わかりました。

松下委員：例えば、ヤフーの掲示板や、グーグルでお店を検索して口コミサイトとかに実際に入られるのですか。自分の口コミを入れることは可能なのでしょうか。

教育総務課長：全体的なことですので教育総務課のほうからお答えさせていただきます。教育総務課のほうでは GIGA スクール構想ということで、施設管理ということで校内に Wi-Fi 等の敷設をしたものを管理しております。今回、学校に配っております端末につきまして

も、まずフィルタリングが行われておりまして、その中でカテゴリー分けが行われておるかと思えます。その中でもアダルト、暴力、ショッピング、そういったものは、見られないことになっておりますので、そういった口コミサイトでありますとかショッピングのところにいって何かを評価をすとか、そういったものが出来ません。あくまでも、学習の利用にすため、例えば文科省のそういったホームページに行って、何か学習の用に供するものを見る、そういった特定の学習に特化したパソコンということで、その辺は注意しているところでございます。また、福岡県の青少年育成条例によりまして、未成年に、端末などを渡すときには、フィルタリングソフトを入れるということが必須になっておりますので、極力、学習に特化したものになるように、その辺は学校教育課のほうで配慮して、フィルタリングなどを二重三重にかけて、管理しているところでございます。

米倉議長：はい。あとよろしいですか。そういったところについてはフィルタリング等かかっているということで、いいですか。よろしければ承認いたします。はい、それでは42号議案パソコン章の規程制定については承認いたします。よろしく申し上げます。

(第42号議案 承認)

米倉議長 第43号議案古賀市高等学校等入学支援金支給規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読省略)

第43号議案古賀市高等学校等入学支援金支給規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。申請書の様式の統一化及び押印の廃止をしております。古賀市教育委員会の承認を求めるものでございます。

小山委員：支援金の額と今年度の申込者数をおしえてください。

学校教育課長：令和3年4月時点、県立高校が4万円28名、私立高校5万5千円33名、合計61名です。

米倉議長 よろしいですか。それでは、第43号議案は承認とします。

(第43号議案 原案可決)

米倉議長 第44号議案【臨時代理】古賀市部活動の在り方に関する懇談会開催要綱の制定について、提案をお願いします。

学校教育課長 (議案朗読省略)

第44号議案【臨時代理】古賀市部活動の在り方に関する懇談会開催要綱の制定について、ご説明いたします。部活動の在り方を各関係団体等で懇談会を開催するための要綱でございます。古賀市における、中学校部活動につきまして、校長及び古賀市スポーツ協会、古賀市文化協会、教育委員会が一堂に会し、部活動の現状と課題から、古賀市の実態に応じたこれからの部活動の在り方について意見交換を行うための懇談会を実施するに当たり、その要綱を制定するものです。古賀市教育委員会の承認を求めるものでございます。

小山委員：過去にはこういう議懇談会のようなことは、例年あったのでしょうか。

学校教育課長：今年から規程をつくって、これから始めます。

教育長 : 小山委員の質問の補足として。ここ数年、教職員の働き方改革ということで、特に中高の部活動の顧問の働き方がスポーツ庁とか文化庁のほうから提起をされております。今の段階では、平日には練習時間を2時間程度、休日には3時間程度、そして土曜日日曜日のどちらかを部休日にしなさい。それから平日も一部休部にしなさいと。そういうふうなところで、古賀市の場合も、学校長と相談のうえ、古賀市は現在のところは、水曜日と日曜日が部休日ということ、そして平日が2時間程度、土曜日の練習は3時間程度、練習試合とか公式試合の場合は除きます。後から来たのが、いわゆる地域と連携をした部活動指導者の育成、特に休日ということで、文科省のほうから降りてきています。そして、それを令和5年度から軌道に乗せたいということで、管内の教育長会等でも話題になりまして、私が問題提起をして、前任の県の木戸教育長のほうともやりとりをしたわけですが、なかなか県のほうもうまく進めてくれない状況があります。それを待っていては進まないということで古賀市は先んじて、スポーツ協会とか文化協会とか、あるいは学校現場の校長と、それから社会教育を担当している生涯学習推進課、学校教育課、そういうふうな担当者等が、知恵を絞り出そうというふうなことで、今、学校教育課長が申しましたように、去年から考えていたことで早く行動に移さないと、国が言う令和5年度にしなくてはということで、教育課程外ではありますけれども教育活動の一環としても考えられている部活動ではありますので、よりいい方向に、子どもたちのその活動の支援を、学校の教職員を含めた地域の方々とか、そういうふうな協会の方々が出来ないだろうか。場を設定しようというのがこの要綱になっておりますので、今後その進捗についてはまたご説明をしていきたいというふうに思っています。

米倉議長 よろしいですか。それでは、第44号議案は承認とします。

(第44号議案 承認)

米倉議長 第45号議案令和3年度古賀市一般会計(教育予算)の補正について、提案をお願いします。

(非公開)

米倉議長 よろしいですか。それでは、第45号議案は承認とします。

(第45号議案 原案可決)

米倉議長 第46号議案令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読省略)

19ページをお願いします。別添で配布しております、令和2年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書の47、48ページをお開き願います。このページにつきましては、前回まで教育委員会で協議していただいた報告書を、その後、学校教育・社会教育、それぞれの観点から、お2人の大学教授に外部評価をしていただいたものです。こちらの点検と評価の内容については、6月及び7月の定例教育委員会にて協議事項として提案し、教育委員の皆様からご意見を頂戴した後に外部評価を依頼し、今回このようにまとまった形となっております。今回議決をいただけましたら、市議会第3回定例会の会期中の、文教厚生委員会にて市議会へ報告させていただく予定となっております。令和2年度古

賀市教育委員会の点検及び評価報告書について、ご審議の程よろしくお願いいたします。  
米倉議長 前回から訂正されたところはないという事ですね。よろしいですか。それでは、第46号議案は承認とします。

(第46号議案 原案可決)

教育総務課長：ありがとうございます。ご承認いただけましたので、“案”を取りまして市議会へ報告したいと考えます。

## 5. 協議事項

なし

## 6. その他事項

### (1) 各課(所属)報告

ア、教育部長 なし

#### イ、教育総務課

・古賀北中学校の大規模改造工事について、夏休み中に教室等の工事を完了し新しい教室となっています。トイレの洋式化を引き続き工事を進める予定です。

・今回の豪雨に際して避難所を開設しておりますので報告します。8月12日18:30に高齢者等避難が発令され、18:30から翌13日の6:00まで小野小学校、古賀東小学校、千鳥小学校の3小学校体育館を避難所として開設しています。

また、13日の17:30に再度、高齢者等避難が発令となり、小野小学校の体育館を避難所として開設し、15日の6:30まで運営しました。また、8月14日2:55分に土砂災害警戒情報が発令されたため、14日の3:50には古賀東小、千鳥小の2校の体育館を避難所開設し、東小は14日の19時まで、千鳥小は14日の10時まで避難所運営しています。また、避難者については、古賀東小の8月14日に1組2名の避難があつています。

#### ウ、学校教育課

・小学校のいじめ認知件数は40件、不登校兆候は45人、不登校は16人です。うち1人が解消復帰しております。あすなろ教室への通級児童数は現在体験入級者が2名となっております。中学校のいじめ認知件数は10件、不登校兆候は36人、不登校は60人です。2人が解消復帰をしております。中学校のあすなろ教室への通級生徒数につきましては、現在正式に入級者が4名、体験入級者が6名となっております。小中学校におけるいじめ事案につきましては今月も先月も重大事案はなく、問題状況は解消しております。

・新型コロナウイルス感染症の対応について。東小において7月に教職員5名感染、23名の教職員が濃厚接触者に特定されたため、8月2日から9日まで臨時休業しました。

また、8月に入り、教職員1名、児童8名の感染の報告がありました。

部活動は中止となっております。

修学旅行は、古賀中と古賀北中は12月に、古賀東中は11月に延期しております。



体育会は、9月予定でしたが、再延期で検討しています。

エ、生涯学習推進課

- ・リーパスプラザ及び市内スポーツ施設は、9月12日まで延長して閉館する予定です。

オ、文化課

- ・図書館及び歴史資料館は、9月12日まで閉館する予定です。
- ・黄色いチラシを配布しておりますが、船原チャンネル第4弾が公開されておりますので、よろしければまた見ていただければと思います。

カ、青少年育成課

- ・児童館、児童センターは、9月12日まで閉館する予定です。相談対応はいたします。

キ、給食センター

- ・調理員及び配送職員のコロナウイルス予防接種は18人実施しました。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (11月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 11月定例教育委員会は11月29日13時30分からとします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、15時05分閉会した。